

西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年西宮市条例第41号。以下「指定通所支援の事業等基準条例」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(指定通所支援の事業等基準条例の趣旨及び内容)

第2条 指定通所支援の事業等基準条例の趣旨及び内容については、第3条及び第4条に定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年障発0330第12号)に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

(通所利用者負担額の受領)

第3条 指定通所支援の事業等基準条例第23条第4項、第71条第4項の市長が定める費用は、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成24年厚生労働省令告示第231号)に規定する費用とする。

(医療行為に関する内容)

第4条 指定通所支援の事業等基準条例第5条第2項の市長が定める医療行為は、こども家庭庁長官が定める医療行為(令和3年3月23日厚生労働省告示第89号)に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年7月7日から実施する。